

厚生労働大臣 福岡資麿 様

2024年11月21日

全国看護学生はぐくみネット

住所 岐阜県瑞穂市十八条 29-5

電話 090-1757-9536

高橋 裕樹

理学療法士等専門学校の教育の質保証を求める市民の会

住所 大阪市淀川区木川西 2-19-17

電話 090-1917-2074

大野佳奈子・小林由香子

医療従事者養成専門学校における情報公表並びに ハラスメント防止措置の義務化等を求める要望書

高等教育機関に関して、平成17年の中央教育審議会答申以降、教育の質を保証する観点から、自主的な教育改善努力が様々に促されてきました¹⁾。高等教育機関には、必要な資質・能力を学生が身に付ける観点から、教育課程が最適化されているか捉え直すという根本的かつ包括的な変化が求められる時代であり、自らの教育の質を点検評価し、使命や目的を達成しているか、学修者等が期待する学修成果が認められるかを自ら示すことで、教育の質を保証する責務が課せられています²⁾。

医療従事者養成専門学校も、学修者本位の教育を実現し、自らの教育の質を点検評価し情報公表することで教育の質を保証する必要があるのは、他の高等教育機関と同様です。

ところが、医療従事者養成専門学校において教育の質保証の取組は著しく立ち遅れています。例えば、看護師専門学校の評価と情報公表についての規定は、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第9に定められて以降、20年以上にわたり何ら見直されておらず、内容も極めて不十分です。また、理学療法士作業療法士専門学校に関しては、自己点検・自己評価と結果の公表が令和4年にやっと義務付けられましたが、理学療法士専門学校の場合、ホームページにおける公表割合は10%程度に留まり(小林調べ)、実態として情報公表は機能していないと言わざるを得ません。医療従事者養成専門学校においては、教育の質の評価や情報公表に対する意識は育まれず、学修者本位の教育の実現や教育の質保証という理念は省みられていない状態です。

また、学修者本位の教育の前提として、高等教育機関には学生が安心して学修に専念できる環境を整えるよう求められていますが³⁾、医療従事者養成

21日要望書提出時の論点

1、医療関係専門養成施設の情報公開について

- 1) 阿部知子議員が本年4月23日提出した質問主意書の答弁（5月7日）で養成施設の情報公表の在り方については、ご指摘の「報告書」において

「…卒業や中途退学の状況、経営情報などを的確に発信していく必要がある。また、情報公表などの責務を果たしていない学校があることは課題である。」とされていることも踏まえ、今後、理学療法士等養成施設の養成カリキュラム等の全体の見直しを行う中で検討してまいりたい。

と答弁されている。6月以降にこの大臣答弁書に基づきどの様な検討されているか。経緯をご報告されちゃい。事態は深刻で奨学生は年々増加している。借金返済に苦悩している学生は増加するのみである。

- 2) 理学療法士等養成施設の情報公開については令和5年10月19日付で審査会から答申が出ている。その答申では最後に「付言」で
「大学等の高等教育機関においては、入学者数などの公表が義務付けられるなど、大学等による積極的な情報公開を推進する方向性が見受けられる。又本件において不開示妥当と判断した報告事項についても、一部の地方支部部局などにおいては開示されている事情が認められる。本件に係る審査会の判断は上記の通りであるが、諮問庁においては、こうした傾向及び事実関係を考慮しつつ、今後の開示について判断することが望まれる。」と示唆している。

その後年度を変えて再び情報公開の請求をしているが、審査会が示した「付言」は生かされることなく決定通知では不開示にしている。情報公開法の制度そのものを軽視する行為ではないか。

2、看護師養成施設でのハラスメント防止対策について

北海道で多発したハラスメントは自治体が運営する公立養成施設であった事で第三者委員会が立ち上げられて、当事者の配置転換などが実施された。厚労省のガイドラインも令和5年5月「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」が一部改正され、ハラスメント防止に必要な体制整備の必要が望ましいと記載されたが、義務化にはなっていない。その為日本看護学校協議会も10月「ハラスメント防止に向けた研修会」を実施しているが受講は任意である。ハラスメント防止については義務化と実施についての報告と評価が伴う制度及び自治体の許認可権が行使できる制度にまで格上げすべきと考える。

専門学校においては、”命をあずかる医療従事者を育てるのだから厳しい指導や評価は当然”という意識が蔓延し、学生の人権は軽んじられ、ハラスメント対策はほとんど整備されてきませんでした。

このような中で起こっていることは、教員の自己研鑽の放棄であり、教育課程や指導方法の改善などの自助努力は促されず、時代遅れの学校運営によるしわ寄せが学生に押し付けられ、学生の退学や留年、最悪の場合は自殺として多数報道されています⁴⁾。

医療従事者養成専門学校において、学修者本位の教育並びに時代に即した質の高い教育を実現し、質の高い医療従事者を育成するために、自己点検・自己評価及び情報公表、並びにハラスメント防止等の措置義務などについて指定規則及びガイドラインの改正を下記の通り要望致します。

記

1、自己点検・自己評価に「学修成果・教育成果」の項目を新設し、エビデンスと共に説明できるようにするため、下記の情報をホームページで公表するよう義務付けて下さい。

- ① 各授業科目における単位認定状況
- ② 中途退学率
- ③ 留年率
- ④ 修業年限期間内に卒業する学生の割合

これらは、学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報であり、社会からその公表が強く求められる情報であると共に、入学希望者のミスマッチ回避・学生保護のためにも公表が必要不可欠な情報です⁵⁾。

学修成果・教育成果等の公表ひな形(案)

入学年月	入学者選抜			学修/教育成果			卒業				
	受験者数	合格者数	入学者数	転出者数等	退学者数	留学生数	修業年限内	修業年限+1年	修業年限+2年	修業年限+3年	修業年限+4年
2021年4月											
2020年4月											
2019年4月											

奨学金を借金して医療系専門学校に入学した元学生は、留年となり奨学金支給が打ち切られたため学費を工面できず退学を余儀なくされ、その後、アルバイトをしながら奨学金を返済しているけれども、当該専門学校で留年者の割合が高いことについて入学前に知らされていなかったと述べています。

厚生労働省は、留年者数や退学者数は世間から学校の教育の質が低いとみなされる情報で、公にすると養成施設の運営に影響を及ぼす可能性があるとしています。すでに述べたように現在は学修者本位の教育を実現する時代であり、学生より専門学校の利益を優先する姿勢は国の方針にも反しています。

- 2、 学生に対するハラスメントは、被害者の尊厳と権利を著しく侵害し、回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、断じて許されません。ハラスメント防止に向けた周知・啓発、相談体制の整備、被害者救済のための適切な措置、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底等に確実に取り組むよう、医療従事者養成専門学校に義務付けて下さい。⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾。

ハラスメント防止等に向けた取組の状況を明らかにするためにホームページで公表するよう、医療従事者養成専門学校に義務付けて下さい。

医療従事者養成専門学校においてハラスメントが発生した場合の指導・勧告、改善命令等の権限を都道府県に付与するよう改正して下さい。

- 3、 退学した学生の情報も20年以上保存し、修得した単位等についての証明が必要となった場合に元学生の求めに応じて各種証明書を提供するよう義務付けて下さい。

医療系専門学校に修業年限以上在籍し臨床実習以外の全単位を取得したものの卒業が認められず退学した元学生が、他の資格取得のために必要となり単位修得を証明する書類の提供を数年後に求めたところ、卒業生以外の情報は保管していないとする専門学校から書類の提供を受けられず、履修のために別の資格取得に一年の遅れが生じました。

医療系専門学校において退学した学生の情報管理とその提供の実態を調査し、学修者が不利益を被る事のないよう制度を整えて下さい。

- 4、 質のより高い教育を実現するために現状と問題点の確認は必須です。医療従事者養成専門学校・現役学生・元学生等に対する実態調査を実施して下さい。

5、 医療従事者養成専門学校のカリキュラム等見直しの際には、「教育関係の団体や職能団体を含め広く関係者の意見も伺いながら検討してまいりたい」と厚生労働省はお考えと聞いております。学修者本位の教育の観点からは、学生や保護者等関係者の意見聴取が必須です。カリキュラム等見直しの際には、私達にも参加及び意見表明の場を提供するよう求めます。

本年 6 月、学校教育法の一部が改正され、教育の質の保証を図るための措置として、大学と同等の項目での自己点検評価と結果の公表が専門学校に義務付けられました。厚生労働省に置かれましても、学修者本位の教育並びに教育の質保証の観点から、医療従事者養成専門学校教育を早急に見直すようお願い致します。

以上

- 1) 中央教育審議会大学分科会:教学マネジメント指針,p1,令和 2 年 1 月 22 日.
- 2) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会:新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ),p5-7,令和 4 年 3 月 18 日.
- 3) (株)リベルタス・コンサルティング:令和元年度文部科学省委託調査「大学教育改革の実態把握及び分析等に関する調査研究」,p1,令和 2 年 3 月.
- 4) 全国看護学生はぐくみネット:看護学校におけるアカデミック・ハラスメントの実態～看護学生に対するアンケート調査より～,p10-14,2024 年.
- 5) 中央教育審議会大学分科会:教学マネジメント指針,p39-44,令和 2 年 1 月 22 日.
- 6) 文部科学省高等教育局:学内におけるハラスメントの防止等について,令和 2 年 3 月 26 日.
- 7) 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課:専門学校等におけるハラスメントの防止等について(周知),令和4年3月24日.
- 8) 文部科学省高等教育部長:セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について(通知),令和 4 年 11 月 22 日.
- 9) 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課:セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について(周知),令和 5 年 7 月 13 日.